

有限責任中間法人日本熱傷学会専門医制度規則

平成18年6月7日制定

平成19年6月6日改定

第1章 総則

- 第1条 この制度は、熱傷に関する医学の進歩を促し、熱傷医療の水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 日本熱傷学会は、前条の目的を達成するため、この規則により熱傷専門医（以下専門医と略記）を認定する。

第2章 専門医制度を運用する機関

- 第3条 日本熱傷学会は、専門医制度の運用に当たって専門医委員会を設置する。
- 第4条 専門医委員会は、専門医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、専門医の認定審査と更新審査を行う。

第3章 専門医申請資格

- 第5条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべてそなえていなければならない。
- 1) 日本国の医師免許を有すること
 - 2) 申請時において5年以上引き続いて日本熱傷学会の会員であること
 - 3) 通算5年以上の熱傷に関する臨床経験を有すること
 - 4) 専門医認定施設またはこれに準じる医療施設において、所定の熱傷医療臨床修練を行い、必要な経験と学識技術とを修得していると認められること

第4章 専門医の認定

- 第6条 専門医の認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料を専門医委員会に提出し、試験を受けなければならない。
- 第7条 専門医委員会は、毎年1回、専門医申請者に対して書類審査と試験を行う。
- 第8条 専門医委員会は、審査の結果を理事長に報告する。
- 第9条 理事長は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その者を専門医として認定・登録し、専門医認定証を交付する。
- 第10条 専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。
- 第11条 専門医認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。

第5章 専門医の更新

- 第12条 専門医は、専門医取得後5年毎にこれを更新しなければならない。
- 第13条 専門医の更新を申請する者は、細則に定める申請書類と更新審査料を専門医委員会に提出しなければならない。
- 第14条 専門医委員会は、毎年1回、専門医更新申請者に対して更新審査を行う。
- 第15条 専門医委員会は、審査の結果を理事長に報告する。
- 第16条 理事長は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その者の認定・登録を更新し専門医認定証を交付する。

第17条 専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。

第18条 海外留学、病気その他専門医委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は、専門医資格は有するものとする。

第6章 専門医資格の喪失

第19条 専門医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 日本国の医師免許を喪失・返上したとき、または取り消しされたとき
- 2) 専門医の資格を辞退したとき
- 3) 日本熱傷学会の会員資格を喪失したとき
- 4) 専門医の更新をしなかったとき

第20条 専門医の更新審査にて不合格となった者は、その専門医資格を2年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、専門医委員会および理事会の議決によって認定を喪失する。

第21条 専門医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、専門医委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。ただしこの場合、その専門医に対し弁明の機会が与えられなければならない。

第7章 附則

第22条 認定医の専門医への移行は細則第7章附則に別に定める。

第23条 この規則は、平成18年6月8日から施行する。

第24条 この規則は、専門医委員会、理事会および社員総会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。